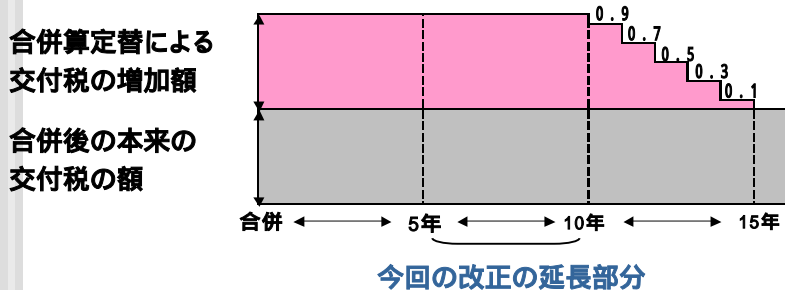


交付税等の特例

地方交付税の算定替

合併後10年間は、合併がなかったものと仮定して額を算定し、足し合わせて交付
その後、5年間で、本来の額に縮減



交付税等の特例

特別交付税措置

合併協議会設置経費や
合併後の新しいまちづくり等の経費を
特別交付税で措置

<新しいまちづくりに対する特別交付税の試算>
(3年間の合計額)

宮津市 + 加悦町 + 岩滝町 + 伊根町 + 野田川町
7.7億円

交付税等の特例

普通交付税の合併補正

合併後の臨時的経費にかかる費用を
普通地方交付税に上乗せ

額は、合併規模により異なる

< 普通交付税合併補正の試算（5年分計） >

宮津市 + 加悦町 + 岩滝町 + 伊根町 + 野田川町
6.3億円

合併特例法のポイント その5

市制施行要件の特例

・市を含む合併の場合

新自治体が市制施行要件

（人口5万人）を満たさなくても

市制施行可

・合併で人口3万人を超える場合

合併による場合に限り人口3万人を

超えれば市制施行可（2004年3月迄）